

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番11号
株式会社 NIPPO
代表取締役社長 水 島 和 紀

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
 2. 場 所 株式会社NIPPO 8階 会議室
（末尾の〈会場のご案内〉をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第113期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分 の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更 の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任 の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任 の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 連結計算書類のうち連結注記表および計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nippo-c.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査しております。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます）におけるわが国経済は、政府・日銀による経済対策を背景に、個人消費や企業収益の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調をたどりました。

建設業界におきましては、公共投資が堅調に推移し、民間設備投資も一部では持ち直す動きがみられたものの、労務費や原材料価格の上昇などの影響もあり、依然として厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社および当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます）は、各社が有する技術の優位性を活かした受注活動やアスファルト合材等の製品販売を強化するとともに、コスト削減や業務の効率化に努めてまいりました。

当期における当社グループの連結業績は次のとおりです。

受注高は、4,190億16百万円と前期に比べ7.7%の増加、売上高は、4,316億38百万円と前期に比べて12.1%の増加となりました。

利益につきましては、経常利益は360億48百万円と前期に比べて50.9%の増加、また、当期純利益は217億86百万円と前期に比べて49.9%の増加となりました。

当社グループの主要事業の概況は以下のとおりです。

<建設事業>

受注工事高は、3,062億39百万円と前期に比べて2.5%の増加、完成工事高は3,194億25百万円と前期に比べて9.1%の増加となりました。

(舗装土木事業)

受注工事高は、2,414億62百万円と前期に比べて10.4%の増加、完成工事高は2,420億77百万円と前期に比べて6.9%の増加となりました。

(建築事業)

受注工事高は、647億77百万円と前期に比べて19.2%の減少、完成工事高は773億48百万円と前期に比べて16.6%の増加となりました。

また、主な当期中の完成工事および当期末における未成工事は、次のとおりです。

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北海道開発局	一般国道12号 札幌市 北1条東第2電線共同溝設置工事	北海道
国土交通省 東北地方整備局	両石地区舗装工事	岩手県
首都高速道路株式会社	(修) 舗装改良工事24-2-3	東京都
国土交通省 北陸地方整備局	新発田拡幅 中曽根・小舟舗装工事	新潟県
中日本高速道路株式会社 東京支社	東名高速道路 静岡管内(下り線)舗装補修工事(平成25年度)	静岡県
大阪府	西三国住宅1号館建設工事	大阪府
国土交通省 近畿地方整備局	加古川中央JCT舗装その他工事	兵庫県
三井不動産レジデンシャル株式会社	(仮称)パークホームズボールパークタウン計画 新築工事	広島県
国土交通省 四国地方整備局	平成25年度 近家トンネル舗装工事	愛媛県
内閣府 沖縄総合事務局	那覇空港誘導路改良工事	沖縄県

主要未成工事

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社 北海道支社	道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事	北海道
国土交通省 東北地方整備局	洋野地区舗装工事	岩手県
成田国際空港株式会社	横堀地区エプロン舗装その他工事	千葉県
東京都	城山トンネル(仮称)整備工事に伴う舗装工事(西-城山の6)	東京都
JX日鉱日石エネルギー株式会社	DDライブスクエア近岡店 全面改造(新設)	石川県
国土交通省 中部地方整備局	平成25年度 東海環状東員大安付替舗装工事	三重県
大阪府	主要地方道 伏見柳谷高槻線 高槻東道路(成合工区) 道路改良工事その1	大阪府
西日本高速道路株式会社 中国支社	中国自動車道 戸河内IC~六日市IC間舗装補修工事	広島県・島根県
西日本高速道路株式会社 四支社	松山自動車道 三島川之江~西予宇和間舗装補修工事	愛媛県
国土交通省 九州地方整備局	東九州道(鹿屋~曾於) 簗谷地区舗装工事	鹿児島県

<製造・販売事業>

アスファルト合材およびその他の製品販売の売上高は、802億41百万円となり、前期に比べて11.7%の増加となりました。

<開発事業およびその他の事業>

開発事業およびその他の事業（主に建設コンサルタント事業）の売上高は、それぞれ191億80百万円、127億91百万円となり、前期に比べてそれぞれ99.2%の増加、18.4%の増加となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は110億円であり、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、自己資金の一部を充当いたしました。

- ・製品製造設備用地の取得
- ・製品製造設備の新設および更新
- ・事業用建物等の新設および更新
- ・施工機械等の増強および更新

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第110期 平成22年度	第111期 平成23年度	第112期 平成24年度	当 期 平成25年度
受 注 高 (百万円)	359,339	403,196	389,234	419,016
売 上 高 (百万円)	374,840	376,523	385,017	431,638
経 常 利 益 (百万円)	15,494	16,998	23,881	36,048
当 期 純 利 益 (百万円)	7,669	7,474	14,537	21,786
1株当たり当期純利益 (円)	64.37	62.74	122.03	182.89
総 資 産 (百万円)	364,336	393,132	400,352	440,464
純 資 産 (百万円)	176,981	184,097	201,230	223,010
1株当たり純資産 (円)	1,458.80	1,517.84	1,660.09	1,838.14

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、J Xホールディングス株式会社で、同社は、当社の株式を67,890千株（議決権比率57.17%）所有しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大日本土木株式会社	百万円 2,000	% 78.5	土木・建築工事の請負
長谷川体育施設株式会社	100	81.3	スポーツ施設工事等の請負
日 舗 建 設 株 式 有 限 公 司	50	100.0	土木・建築工事の請負

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、輸出が持ち直しに向かい、各種経済政策の効果が下支えする中で、景気の回復基調が続くことが期待されますが、世界経済をめぐる不確実性は依然として高く、景気を下押しするリスクとして懸念されています。

建設業界におきましては、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移と、企業収益の改善による民間設備投資の持ち直しが期待されるものの、企業間の熾烈な受注競争や建設物価の上昇など、業界を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が予想されます。

このような環境の中、当社グループは、持てる技術力や機動力を発揮し、引き続き震災復興に全力で取り組むとともに、技術と経営に優れた企業集団として技術力の向上、営業力の強化、原材料価格上昇への適切な対応に努めるほか、生産性の向上とコスト削減を確実に進め、競争力の強化に取り組んでまいります。そして、舗装工事、土木工事、製品販売の収益基盤の一層の確立を進めるとともに、建築工事、開発事業、海外事業の事業収益の安定化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは建設業法に基づく国土交通大臣許可を受けた建設業、およびこれに関連する事業を行っています。

その主な事業内容は、次のとおりです。

- ① 道路工事、舗装工事、水道施設工事、浚渫工事、その他土木工事および建築工事の請負およびこれに関する企画、調査、設計および監理並びにこれらのコンサルタント業務
- ② 建設機械器具および建設工事材料製造施設の設計、製作、販売および賃貸並びにこれらのコンサルタント業務
- ③ 不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理並びに観光、スポーツ、遊戯、飲食等の各施設の経営および賃貸並びにこれらに関する企画、調査、およびコンサルタント業務
- ④ 砂利、砂、土石、スラグ、その他各種工事材料等の採取、製造、加工および売買並びにこれらのコンサルタント業務
- ⑤ 石油・石炭・ガス・化学プラントの企画、設計、建設および監理ならびに熱・電気併給設備等の企画、設計開発、建設および販売
- ⑥ 土地の環境影響の調査計画立案、調査・分析、コンサルタント並びに浄化工事に関する検査および請負業務
- ⑦ 産業廃棄物の処理および製品の売買
- ⑧ 自動車の販売および賃貸
- ⑨ PFI法に基づく公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
- ⑩ 有料道路の保有、経営、管理、維持

(6) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社 東京都中央区京橋一丁目19番11号
支店 北海道支店（札幌市豊平区） 東北支店（仙台市青葉区）
関東第一支店（東京都新宿区） 関東第二支店（東京都品川区）
北信越支店（新潟市中央区） 中部支店（名古屋市中区）
関西支店（大阪市中央区） 四国支店（高松市）
中国支店（広島市南区） 九州支店（福岡市中央区）
関東建築支店（東京都品川区）

② 当社の主要な工場および施設

合材工場（戸田市、さいたま市西区、横浜市磯子区）
総合技術センター・技術研究所（さいたま市西区）

③ 主要な子会社の事業所

大日本土木株式会社（岐阜市）
長谷川体育施設株式会社（東京都世田谷区）
日鋪建設株式会社（東京都世田谷区）

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数
舗 装 土 木 事 業	2,391名（1,383名）
建 築 事 業	452名（101名）
製 造 ・ 販 売 事 業	231名（747名）
開 発 事 業	41名（-名）
そ の 他 の 事 業	138名（8名）
全 社（共 通）	391名（430名）
合 計	3,644名（2,669名）

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,783(2,215) 名	△66(△50) 名	44歳 11ヶ月	19年 8ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年 3月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成26年 3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,401,836株
- ③ 株主数 6,504名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
J Xホールディングス株式会社	67,890千株	56.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,196	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,241	3.56
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,334	1.12
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	1,178	0.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,143	0.96
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,059	0.88
エバーグリーン	913	0.76
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	741	0.62
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	707	0.59

(注) 持株比率は自己株式 (283,688株) を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

当該事項はありません。

(3) 会社員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 島 和 紀	執行役員社長
代 表 取 締 役	山 縣 由起夫	執行役員副社長 営業第三部、環境事業部 管掌
代 表 取 締 役	上 坂 光 男	専務執行役員 エンジニアリング部、総合技術部、環境安全・品質保証部、海外支店 管掌
取 締 役	横 山 茂	専務執行役員 工事事務部、地域工事推進部、合材部、購買室 管掌
取 締 役	石 川 公 一	専務執行役員 営業企画部、営業第一部、営業第二部、関西営業部 管掌
取 締 役	寺 分 純 一	専務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌
取 締 役	岩 田 裕 美	常務執行役員 開発事業部、P F I 推進部、建築事業部、関東建築支店 管掌
取 締 役	渡 文 明	一般社団法人日本経済団体連合会 審議員会議長
常 勤 監 査 役	関 俊 朗	
常 勤 監 査 役	傍 田 明 夫	
常 勤 監 査 役	吉 田 泰 麿	
監 査 役	石 田 祐 幸	

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は、以下のとおりです。

(退任)

- 取締役 佐々木 聡 (平成25年6月25日任期満了により退任)
- 常勤監査役 佐藤 義春 (平成25年6月25日辞任により退任)
- 常勤監査役 喜綿 洋二 (平成25年6月25日辞任により退任)

(新任)

- 取締役 岩田 裕美 (平成25年6月25日就任)
- 常勤監査役 傍田 明夫 (平成25年6月25日就任)
- 常勤監査役 吉田 泰麿 (平成25年6月25日就任)

2. 常勤監査役吉田泰麿氏および監査役石田祐幸氏は、法令に定める社外監査役です。
 3. 監査役石田祐幸氏は、東京証券取引所、札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ています。
 4. 常勤監査役関俊朗氏および常勤監査役傍田明夫氏は、当社の経理部長、内部統制部長を経験し、常勤監査役吉田泰麿氏は、日本石油株式会社（当時）入社以来経理部門および内部統制部門を担当しており、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- また、監査役石田祐幸氏は、参議院総務および財政金融委員会の調査室長を経験し、豊富な専門知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための相当程度の知見を有しています。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (-)	325百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	76 (29)
合計	15	402

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名および常勤監査役2名に対する支給額を含んでいます。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額550百万円以内と決議いただいています。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいています。
4. 支給額には、平成26年6月24日に支給予定の当該事業年度に係る役員賞与が含まれていません。

取締役 8名 64百万円 (うち社外取締役一名一百万円)
 監査役 4名 14百万円 (うち社外監査役2名5百万円)

③ 社外役員に関する事項

- a. 社外監査役の取締役会および監査役会への出席の状況
- ・ 監査役石田祐幸氏は、当期に開催された13回の取締役会、および29回の監査役会について、すべてに出席しました。
 - また、常勤監査役吉田泰暦氏は、平成25年6月25日の就任以降開催された10回の取締役会、および21回の監査役会について、すべてに出席しました。
- b. 社外監査役の取締役会および監査役会における発言の状況
- ・ 社外監査役の両氏は、取締役会において、会社業務の適正を確保するため、客観的かつ公正な立場から内部統制システムの整備・運用、その他経営全般に係わる諸問題について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。
 - ・ 社外監査役の両氏は、監査役会において、取締役および使用人の職務の執行状況等について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。
- c. 社外監査役のその他の活動状況
- ・ 社外監査役を含む監査役は、定期的に、代表取締役との間で当社の中長期的な経営方針ならびにその他の経営全般に係わる諸問題について意見交換を行い、なお一層の健全な経営に向けて活動しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

- (注) 1. 会計監査人監査の対象となる当社の子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制支援業務」を委託しています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり（以上会社法第340条第1項）、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定します。また、そのほか会計監査人であることについて支障があると判断されるときには、取締役会に対し、解任または不再任に関する議案を株主総会の目的とすることを請求します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

＜内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況＞

当社は、次の企業理念と行動指針を定め、全ての役員および従業員は、この企業理念に基づいて日常の業務を遂行します。

[企業理念]

わたしたちは

確かなものづくりを通して

豊かな社会の実現に貢献します

[行動指針]

信頼を築く

技を磨き、伝える

夢をいだき、挑戦する

当社は、この企業理念、行動指針とともに企業行動規範を制定し、社会的責任を確実に果たすためにNIPPPO・CSR委員会を設置し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指します。併せて、CSR経営を確実に遂行するために、業務の適正を確保する体制の整備を進め、次に記載のとおり内部統制システムを構築します。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役は、法令、定款、当社の企業理念および行動指針を遵守し、企業行動規範およびコンプライアンスに関する規程に基づき、職務を執行します。必要に応じ、コンプライアンス体制に係る規程を整備します。
 - b. CSR第一委員会は、当社のコンプライアンス活動について、NIPPPO・CSR委員会を通じて社長へ定期的に報告し、社長はその諮問に基づき、常に法令遵守の徹底を推進します。
 - c. 取締役会については、招集等の手続きならびに決議事項および報告事項の付議基準を定めた「取締役会規則」により、その適正な運営および審議の充実を図ります。
 - d. 監査役は、常に取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するほか、適宜、取締役および関係者から報告を受け、決裁書類等の検証を行います。
 - e. 財務報告の適法性と適正性を確保するための内部統制の仕組みを強化します。
 - f. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期します。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- a. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書取扱規程および規程類管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
 - b. 取締役および監査役は、上記文書または電磁的媒体を常時閲覧できます。
 - c. 取締役は、会社法等の法令および金融商品取引所の適時開示規則等に基づき、事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行い、IR活動に努めます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 損失の危険は、権限規程および関係諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備します。
 - b. 全社のリスク管理は、社長が統括します。
 - c. 資産整備については資産整備計画を審査し、特に、大型の設備投資については、投資価値を厳密に検証するとともに、予想されるリスクの識別・分析を適切に行い、投資規模に応じて取締役会・常務会の審議・決議等を経て実施します。
 - d. 工事施工における確かなものづくりを推進するため、工事の施工および品質管理の徹底を図ります。
 - e. 「非常災害対策規程」を制定し、地震等の非常時災害に備え、従業員等の安全確保と地域および得意先に対する救援、復興活動による社会的責任を果たします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業の推進と改善を迅速に進めます。
また、本社機構に管掌役員制を執ることにより、多様化する経営課題に対して迅速かつ機動的な意思決定を図ります。
 - b. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。
 - c. 執行役員等で構成される常務会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議します。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 企業理念、行動指針、企業行動規範の制定により、企業活動の根本理念を明確にするとともに企業行動のガイドラインとし、社長が繰り返しその精神を従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の最優先とすることを徹底します。
 - b. C S R 第一委員会は、定期的に遵法状況点検を実施し、日常的な職務が法令および定款に適合していることを確認します。
 - c. 企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整えます。
 - d. 環境安全・品質保証部は、内部統制の充実を図るため、内部監査を通じて業務の執行を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告します。
 - e. 従業員に対しては、さまざまな機会を利用してコンプライアンスの徹底に関する教育を行っておりますが、今後さらにコンプライアンスに基づく適正な業務運営と業績向上の課題達成を目的とした研修を実施します。
 - f. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期します。
 - g. 内部統制部は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の規程類を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を強化します。
- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 親会社のグループC S R組織およびN I P P OグループC S R委員会の活動を通じて、企業集団としてのコンプライアンス体制の統一を保ちます。
 - b. 社長をはじめとする取締役および各グループ会社の社長は、原則として隔月に開催されるトップミーティングにより、基本方針の伝達・確認と情報の共有化を図ります。またグループ会社の経営計画の進捗状況および重要課題等について意見交換を行い、グループとして企業価値の最大化を目指します。
 - c. グループ会社に対しては、当社の監査役および会計監査人が必要に応じて監査を実施します。
 - d. 子会社業務を指導・管理する部署は、子会社の監督を必要の都度実施します。
 - e. 子会社ごとに内部統制責任者を選任し、当社所管部と連携の上、事業の総括的な管理を行います。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができます。
 - b. 監査役会は、補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に意見を述べるすることができます。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 常務会決議事項およびその他の経営上重要な事項は、監査役会に報告すべき事項とします。
 - b. 監査役会は、社長との意見交換会を定期的に行います。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況>

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 健全な業務運営を維持するために、次のとおり企業行動規範等を整備して、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。
(反社会的勢力の排除について)
- 遵守事項
- 暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切の関係を絶つための企業行動について、遵守事項を定めます。
- a. 暴力団追放三不運動の徹底
 - ・暴力団を恐れない
 - ・暴力団に金を出さない
 - ・暴力団を利用しない
 - b. 不当要求への組織対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、従業員の安全確保を含め、組織全体として対応します。
 - c. 不当要求に対する拒絶
反社会的勢力による、下請参入強要、債務免除要求、貸付要求、利得示談介入行為等、一切の不当要求には、断固として応じません。
 - d. 反社会的勢力との取引禁止
反社会的勢力およびその関連団体とは、取引関係を含めて、一切の関係を禁止します。万一、知らずに取引関係となった場合には、速やかにその取引を終了します。

- e. 外部機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との間に、緊密な連携関係を築きます。
 - f. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
 - g. 不当要求防止責任者の選任・届出
不当な要求による被害を防止するために必要な業務を統括管理する責任者を本社、支店、統括事業所毎に選任し、公安委員会に届出します。必要に応じて、各事業所でも選任し、届出します。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、不当要求防止責任者を選任し、同時に社内体制、対応マニュアル等を整備します。
- ③ 反社会的勢力との関係遮断のための推進事項
- a. 事業に係る契約の相手方が反社会的勢力でないことの確認に努め、もし相手方が反社会的勢力と判明した場合は、催告なく契約解除できるよう、契約を整備します。
 - b. 不動産の取引を行う場合は、その不動産が暴力団事務所として利用されることがないように、契約の整備に努めます。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	304,523	流 動 負 債	187,974
現 金 預 金	47,865	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	142,133
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	149,816	短 期 借 入 金	1,965
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	3,250	未 払 法 人 税 等	10,676
未 成 工 事 支 出 金	18,203	未 成 工 事 受 入 金	11,083
た な 卸 不 動 産	27,843	賞 与 引 当 金	3,829
そ の 他 た な 卸 資 産	2,979	完 成 工 事 補 償 引 当 金	351
短 期 貸 付 金	35,139	工 事 損 失 引 当 金	947
繰 延 税 金 資 産	3,522	そ の 他	16,987
そ の 他	16,252	固 定 負 債	29,479
貸 倒 引 当 金	△350	長 期 借 入 金	4,668
固 定 資 産	135,941	繰 延 税 金 負 債	8,785
有 形 固 定 資 産	90,058	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	106
建 物 及 び 構 築 物	22,219	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,757
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,752	資 産 除 去 債 務	1,022
工 具 器 具 及 び 備 品	513	そ の 他	8,139
土 地	57,255	負 債 合 計	217,454
リ ー ス 資 産	482	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	834	株 主 資 本	203,950
無 形 固 定 資 産	2,008	資 本 金	15,324
投 資 そ の 他 の 資 産	43,874	資 本 剰 余 金	15,916
投 資 有 価 証 券	41,253	利 益 剰 余 金	172,899
長 期 貸 付 金	263	自 己 株 式	△190
繰 延 税 金 資 産	385	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	15,005
そ の 他	3,136	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,263
貸 倒 引 当 金	△1,165	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,258
		少 数 株 主 持 分	4,055
		純 資 産 合 計	223,010
資 産 合 計	440,464	負 債 純 資 産 合 計	440,464

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		431,638
売 上 原 価		376,748
売 上 総 利 益		54,889
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,199
営 業 利 益		34,689
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	114	
受 取 配 当 金	688	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	351	
不 動 産 賃 貸 収 入	122	
為 替 差 益 他	317	
そ の 他	352	1,946
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94	
手 形 売 却 損	1	
前 受 金 保 証 料	90	
不 動 産 賃 貸 経 費	85	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	291	
そ の 他	24	588
経 常 利 益		36,048
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	65	
そ の 他	23	89
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	285	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	20	
そ の 他	7	313
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		35,823
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,204	
法 人 税 等 調 整 額	507	13,711
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		22,111
少 数 株 主 利 益		325
当 期 純 利 益		21,786

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,324	15,916	152,776	△173	183,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,786		△1,786
当 期 純 利 益			21,786		21,786
自 己 株 式 の 取 得				△16	△16
連 結 範 囲 の 変 動			124		124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	20,123	△16	20,106
当 期 末 残 高	15,324	15,916	172,899	△190	203,950

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	13,919	—	—	13,919	3,466	201,230
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,786
当 期 純 利 益						21,786
自 己 株 式 の 取 得						△16
連 結 範 囲 の 変 動						124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,344	△0	△1,258	1,085	588	1,673
当 期 変 動 額 合 計	2,344	△0	△1,258	1,085	588	21,780
当 期 末 残 高	16,263	△0	△1,258	15,005	4,055	223,010

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	217,437	流 動 負 債	134,684
現 金 預 金	25,901	支 払 手 形	16,380
受 取 手 形	17,896	工 事 未 払 金	52,106
完 成 工 事 未 収 入 金	72,098	買 掛 金	33,670
売 掛 金	19,483	リ ー ス 債 務	415
販 売 用 不 動 産 品	11,369	未 払 金	11,019
製 品	292	未 払 費 用	1,161
未 成 工 事 支 出 金	3,865	未 払 法 人 税 等	9,310
開 発 事 業 等 支 出 金	16,337	未 成 工 事 受 入 金	4,734
材 料 貯 蔵 品	2,324	賞 与 引 当 金	3,232
短 期 貸 付 金	32,605	完 成 工 事 補 償 引 当 金	178
未 収 入 金	3,788	工 事 損 失 引 当 金	676
有 償 支 給 未 収 入 金	6,389	そ の 他	1,799
繰 延 税 金 資 産	2,977	固 定 負 債	16,777
の 他	2,246	リ ー ス 債 務	858
貸 倒 引 当 金	△139	繰 延 税 金 負 債	8,419
固 定 資 産	134,413	退 職 給 付 引 当 金	6
有 形 固 定 資 産	88,197	預 り 保 証 金 敷 金	6,437
建 物 ・ 構 築 物	21,720	資 産 除 去 債 務	1,014
機 械 ・ 運 搬 具	7,514	そ の 他	41
工 具 器 具 ・ 備 品	452	負 債 合 計	151,462
土 地	56,621	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	1,112	株 主 資 本	184,541
建 設 仮 勘 定	776	資 本 金	15,324
無 形 固 定 資 産	1,844	資 本 剰 余 金	15,916
投 資 そ の 他 の 資 産	44,371	資 本 準 備 金	15,913
投 資 有 価 証 券	29,047	そ の 他 資 本 剰 余 金	2
関 係 会 社 株 式 ・ 関 係 会 社 出 資 金	12,438	利 益 剰 余 金	153,490
長 期 貸 付 金	788	利 益 準 備 金	3,731
破 産 更 生 債 権 等	315	そ の 他 利 益 剰 余 金	149,759
長 期 前 払 費 用	77	特 別 償 却 準 備 金	136
前 払 年 金 費	713	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,085
そ の 他	1,517	別 途 積 立 金	125,450
貸 倒 引 当 金	△528	繰 越 利 益 剰 余 金	23,086
		自 己 株 式	△190
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,847
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,847
資 産 合 計	351,851	純 資 産 合 計	200,388
		負 債 純 資 産 合 計	351,851

損益計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	205,325	
製品売上高	83,155	
開発事業等売上高	25,898	314,379
売 上 原 価		
完成工事原価	183,474	
製品売上原価	66,628	
開発事業等売上原価	20,121	270,224
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	21,850	
製品売上総利益	16,526	
開発事業等総利益	5,777	44,154
販売費及び一般管理費		14,088
営業利益		30,066
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,150	
不動産賃貸収入	158	
その他	204	1,513
営業外費用		
支払利息	4	
有形売却損	1	
前受金保証料	45	
為替差損	92	
不動産賃貸経費	84	
その他	11	238
経常利益		31,341
特別利益		
固定資産売却益	64	
子会社株式売却益	100	164
特別損失		
固定資産除売却損	193	
その他	2	195
税引前当期純利益		31,311
法人税、住民税及び事業税	11,497	
法人税等調整額	571	12,069
当期純利益		19,241

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	108	1,098	114,450	16,647	136,035	△173	167,103
当 期 変 動 額												
特別償却準備金の積立						51			△51	—		—
特別償却準備金の取崩						△26			26	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩							△12		12	—		—
別途積立金の積立								11,000	△11,000	—		—
実効税率変更による積立						2	△0		△2	—		—
剰余金の配当									△1,786	△1,786		△1,786
当期純利益									19,241	19,241		19,241
自己株式の取得										—	△16	△16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	28	△12	11,000	6,438	17,454	△16	17,437
当 期 末 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	136	1,085	125,450	23,086	153,490	△190	184,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	13,528	13,528	180,631
当 期 変 動 額			
特別償却準備金の積立			—
特別償却準備金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
実効税率変更による積立			—
剰余金の配当			△1,786
当期純利益			19,241
自己株式の取得			△16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,318	2,318	2,318
当期変動額合計	2,318	2,318	19,756
当 期 末 残 高	15,847	15,847	200,388

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社NIPPPO
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梅村 一彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 聡	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小宮山高路	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NIPPPOの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NIPPPO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表2.会計方針の変更に記載されているとおり、会社グループは、従来、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）および琴海事業に係る有形固定資産の減価償却方法は主として定額法で行い、それ以外の有形固定資産の減価償却方法は定率法で処理していたが、当連結会計年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社NIPPPO
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梅村 一彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小宮山高路 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NIPPPOの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表1.(8)会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）および琴海事業に係る有形固定資産の減価償却方法は主として定額法で行い、それ以外の有形固定資産の減価償却方法は定率法で処理していたが、当事業年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、各監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社NIPPPO

監査役会

常勤監査役 関 俊 朗 ㊟

常勤監査役 傍 田 明 夫 ㊟

常勤監査役 吉 田 泰 麿 ㊟

監 査 役 石 田 祐 幸 ㊟

(注) 常勤監査役吉田泰磨および監査役石田祐幸は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円(普通配当15円、特別配当10円)
総額2,977,953,700円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 16,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 16,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①事業の多角化に対応し、新規分野への展開に備えるため、現行定款に定める事業目的の変更を行うものであります。
- ②取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第27条および第35条)
 なお、取締役の責任免除の規定(定款第27条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (記載省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～16. (現行どおり)
17. <u>P F I 法 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律) に基づく公共施設並びにこれらに順ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営</u>	17. 公共施設並びにこれらに順ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
18. ～22. (記載省略)	18. ～22. (現行どおり)
第3条～第26条 (記載省略)	第3条～第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第27条～第33条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第38条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第28条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第36条～第40条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	みずしまかずのり 水島和紀 (昭和21年1月14日)	昭和43年4月 当社入社 平成13年4月 当社関東第二支店長 平成15年6月 当社取締役 平成16年4月 当社東北支店長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務取締役、専務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現任）	5,039株
2	やまがたゆきお 山縣由起夫 (昭和24年9月20日)	昭和47年4月 三菱石油株式会社入社 平成13年6月 日石三菱株式会社四国支店長 平成15年4月 新日本石油株式会社関東第2支店長 平成16年4月 同社執行役員東京支店長 平成18年6月 新日石ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 平成20年6月 新日本石油株式会社 取締役、常務執行役員 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 取締役、常務執行役員 平成24年6月 当社代表取締役、執行役員副社長 営業第三部、環境事業部 管掌（現任）	1,000株
3	うえさかみつお 上坂光男 (昭和22年8月30日)	昭和45年4月 当社入社 平成17年4月 当社北海道支店長 平成17年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員 平成24年6月 当社代表取締役、専務執行役員 エンジニアリング部、総合技術部、環境安全・品質保証部、海外支店 管掌（現任）	3,000株
4	よこやましげる 横山 茂 (昭和23年10月8日)	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 当社工務部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 当社中部支店長 平成16年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役、常務執行役員 平成24年4月 当社取締役、専務執行役員 工事部、地域工事推進部、合材部、購買室 管掌（現任）	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	いし かわ こう いち 石川 公一 (昭和22年9月9日)	昭和45年4月 当社入社 平成13年4月 当社営業第二部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務取締役、常務執行役員 平成21年6月 当社取締役、常務執行役員 平成25年4月 当社取締役、専務執行役員 営業企画部、営業第一部、営業第二部 管掌 (現任)	2,000株
6	てら ぶん じゅん いち 寺分 純一 (昭和23年4月16日)	昭和48年4月 当社入社 平成17年1月 当社人事部長 平成18年6月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役、常務執行役員 平成25年4月 当社取締役、専務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌(現任)	2,000株
7	いわ た ひろ み 岩田 裕美 (昭和24年11月21日)	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社環境営業部長 平成18年4月 当社PFI推進部長 平成19年4月 当社中部支店長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員 開発事業部、PFI推進部、建築事業部、関東建築支店 管掌(現任)	1,000株
8	※ たか はし あき つぐ 髙橋 章次 (昭和29年10月18日)	昭和54年4月 日本石油株式会社入社 平成15年4月 新日本石油株式会社総合企画部副部長 政策室長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 執行役員統合推進部長 平成24年6月 JX日鉱日石エネルギー株式会社取締役、常務執行役員(現任)	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	※ 木村 康 (昭和23年2月28日)	昭和45年4月 日本石油株式会社入社 平成13年6月 日石三菱株式会社産業エネルギー部長 平成14年6月 新日本石油株式会社取締役 平成19年6月 同社常務取締役、執行役員 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員(平成22年6月まで) 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成22年7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役社長、社長執行役員 平成24年6月 JXホールディングス株式会社 代表取締役会長(現任) JX日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役会長(現任)	1,000株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役関俊朗氏は任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
関 俊 朗 (昭和25年1月17日)	昭和48年4月 当社入社 平成12年4月 当社中国支店次長 平成15年4月 当社経理部長 平成21年4月 当社内部統制部長 平成22年4月 当社理事 平成22年6月 当社常勤監査役(現任)	0株

- (注) 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

〈会場のご案内〉

会場 東京都中央区京橋一丁目19番11号
株式会社NIPPO 8階 会議室
電話 (03) 3563-6751 (代表)



(交通のご案内)

- ① JR東京駅(八重洲中央口)より徒歩10分
- ② 都営地下鉄浅草線 宝町駅(A8口)より徒歩4分
- ③ JR京葉線 八丁堀駅(B1口)より徒歩7分
- ④ 東京メトロ日比谷線 八丁堀駅(A5口)より徒歩5分
- ⑤ 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅(B1口)より徒歩7分

〈お願い〉 お車でのご来場はご遠慮ください。